

芽室町自治基本条例の達成状況（議会関係分）の点検結果（R4年度分）

芽室町自治基本条例点検対象条文（議会関係の規定条文）

関係条文	議会としての協議内容（見解）	目的の達成度
<p>（議会の役割） 第22条 議会は、町民による直接選挙で選ばれた議員によって構成される議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行います。</p>	<p>○議会基本条例第3条(1)で評価 ・議事機関として最も基本的な役割を定められているが、議会としては、議決という行為を通して、意思決定を行っている。</p>	<p>達成している</p>
<p>2 議会には、町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制する機能があります。</p>	<p>○議会基本条例第3条(2)で評価 ・議会としての機能である、町政運営についての監視・けん制及びチェックの体制を本会議及び委員会等における質疑・事務調査で概ね果たしている。 なお、課題として、賛否に関わる場合は、反対討論のみでなく賛成討論も行うよう努めている。</p>	<p>達成している</p>
<p>（議会の責務） 第23条 議会は、町長等が示す政策方針及び議案等の内容が、この条例の規定に適合しているかを点検します。</p>	<p>○議会基本条例第2条②③で評価 ・委員会での事務調査及び本会議での議案等の審議・議決行為により行っている。</p>	<p>達成している</p>
<p>2 議会の責務について必要な事項は、別に条例で定めます。</p>	<p>・議会基本条例で規定し、評価を行っている。</p>	<p>達成している</p>
<p>（議会の活動） 第24条 議会は、議員間の自由な討議の尊重のもと、町政にとって最良の意思決定を導くため、議会活動の充実を図ります。</p>	<p>○議会基本条例第16条①④で評価 ・各委員会では議員間において自由討議を行い、議会活動（議員活動）の充実に努めている（平成21年4月から実施）。</p>	<p>達成している</p>

関係条文	議会としての協議内容（見解）	目的の達成度
2 議会の活動について必要な事項は、別に条例で定めます。	・議会基本条例で規定し、評価を行っている。	達成している
<p>（議員の責務）</p> <p>第27条 議員は、町民による直接選挙で選ばれた者として、町民の意向を常に把握し、議会活動に反映します。</p>	<p>○議会基本条例第5条(3)で評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の議員活動において、常に町民意思の把握に努めているものとする。 ・町民の意向の把握については、議員個々の問題だけでなく、議会としても、意見交換等を通じて町民の意思の把握に努めている。 	達成している
2 議員の責務について必要な事項は、別に条例で定めます。	・議会基本条例で規定し、評価を行っている。	達成している